

多賀町子ども読書活動推進委員会設置要綱

平成26年5月27日

教委要綱第4号

(目的および設置)

第1条 多賀町子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)に基づき、子どもの読書活動を推進するための施策(以下「施策」という。)を着実に実施していくため、多賀町子ども読書活動推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 関係する各課等における施策の取組状況を把握すること。
- (2) 施策の取組状況・結果について情報交換を行い、各取組の改善につなげること。
- (3) 推進計画を検証し、検証結果を次期計画に反映させるための検討を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、推進計画に基づく子どもの読書活動の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員は子どもの発達や読書に係る者の中から7名以内で組織し、教育長が委嘱する。委嘱区分については、別表の通りとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会は委員長、および副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。また、委員長は委員会を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。委員長は会議の議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は多賀町立図書館内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

多賀町子ども読書活動推進委員会委員別表

小学校司書教諭 1名

中学校学校図書室担当教諭 1名

保育園・幼稚園担当 1名

福祉保健課 1名

学校教育課 1名

生涯学習課 1名

図書館 1名